

公 示 日 : 2022 年 10 月 5 日 (水)

調達管理番号 : 22a00593

国 名 : パレスチナ

担 当 部 署 : 中東・欧州部 中東第二課

調 達 件 名 : パレスチナデジタルトランスフォーメーションを通じた観光振興に係る情報収集・確認調査 (IT アーキテクト)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : IT アーキテクト
- (2) 格 付 : 3 号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2022 年 11 月中旬から 2023 年 3 月中旬
- (2) 業務人月 : 現地 1.07、国内 1.6、合計 2.67
業務日数 (目安) : 国内準備 15 日、現地業務 32 日、国内整理 17 日
なお、現地業務は 2 回に分けて実施することを想定しているものの、必要に応じて 1 回で実施することも可能とする。

【簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1 部
- (2) 見積書提出部数 : 1 部
- (3) 提出 期 限 : 2022 年 10 月 19 日 (水) (12 時まで)
- (4) 提出 方 法 : 電子データのみ
➤ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2022 年 4 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型) 公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限 (時刻) までにその旨をお電話で 03-5226-6608 まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、

機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2022年11月1日（火）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定

3. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ① 業務実施の基本方針 16点
 - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ① 類似業務の経験 40点
 - ② 対象国・地域での業務経験 8点
 - ③ 語学力 16点
 - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100 点)

類似業務経験の分野	データを活用した観光プロモーションのためのシステム設計関連の業務及び観光分野のシステム開発・運營業務。
対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

4. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
(2) 必要予防接種：特になし

5. 業務の背景

パレスチナ自治区は、イスラム教、キリスト教、ユダヤ教のゆかりの地であり、各地には宗教的のみならず歴史的な観光資源が豊富にある。主な観光地は約 60 箇所あり、その中で宗教関連が 48%、歴史・自然関連の観光資源は 52%という内訳となっているものの、観光客の 8 割は宗教関連の施設を訪問していることから、宗教関連施設が観光客の間で人気であることがわかる。パレスチナにおいて 2020 年に COVID19 が蔓延する以前の 2019 年には年間 350 万人（パレスチナ観光遺跡庁（以下、「MoTA」という。）資料）がパレスチナを訪問し、観光分野における総支出額は

GDP の約 9%に到達した。そのうち、約 9 割は外国人観光客による支出であるため、パレスチナの同セクターは外国人観光客によって支えられていたと言える。また、観光業は当時 33,000 以上の雇用機会を提供していた。このような中で、パレスチナ政府は「パレスチナ国家政策アジェンダ 2017-2022」を策定し、同アジェンダの中でパレスチナ製品の普及や観光開発を通じて国家の優先課題である経済的自立を目指すことを謳い、パレスチナにおいて観光業の強化に注力する方針を示している。

パレスチナには、多くの観光客が訪問する宗教関連の観光施設以外の観光資源も多数あるものの、それらに関するプロモーションが十分にされておらず、観光客に魅力を伝えきれていない。また、観光客一人当たりの支出額の少なさも観光収入の増大の観点からは課題とされている。具体的には、近隣国を訪問するついでにパレスチナを訪問する観光客が多く（45%が日帰り）、観光客 1 人の 1 日あたりの支出平均額が 207USD と低額に留まっている（ヨルダンは 291USD、イスラエルは 272USD）¹。更に、COVID19 の影響で外国人観光客が激減した結果、パレスチナ中央統計局（PCBS）によれば 2019 年から 2020 年にかけて GDP 寄与率が約 6%減少し、また、近年ベツレヘムとエルサレムでは観光業に従事する労働者 1 万人以上が失業するような事態が発生した。

係る状況下、JICA は 2021 年 11 月から 2022 年 1 月にかけて「パレスチナ観光 DX 可能性検討調査」を実施し、パレスチナの観光分野における観光客視点の課題の洗い出し、及び、デジタル技術を活用した観光プロモーションの方法の検討・提案を行った（例：観光型 MaaS の展開、SNS 活用など）。本調査の中で、旅行前の課題としては、パレスチナの危険なイメージやアクセスできる現地情報の少なさが挙げられ、旅行中の課題としては、交通手段をはじめとしたインフラや現地情報が不足している点が挙げられた。旅行後の課題としては、訪問済み観光客からのフィードバックの活用不足が挙げられている。例えば、観光客の体験談を集約してパレスチナへの関心を惹起させる仕組みは今のところ存在しない。上記のとおり、パレスチナの観光分野においては、治安、インフラからデータの活用に至るまで、様々な課題があるものの、2022 年の MoTA の活動計画では、開発パートナーや民間セクターと連携しながらこれらの課題に取り組むこととしている。特に、デジタル技術を活用した観光プロモーションについては、観光客数が徐々に戻りつつある今、パレスチナ及び中東地域に関心のある観光客や潜在層へ効果的に働きかけるための手段として MoTA は注目している。効果的なプロモーションは、観光客、観光業界（観光ツアー業者、ホテル、レストラン等を含む）全体の需要、及び、観光収入を増加させ、その結果、COVID19 の影響によって大幅に減った観光関連の就労機会が再び増

¹ 出所：Initiative for the Palestinian Economy Tourism(quartetoffice.org)

えることにつながる可能性が高い。

JICA は既に 2021 年 9 月から「観光マーケティング・プロモーション」推進の個別専門家をパレスチナの MoTA に派遣しているが、上記のような背景の下、MoTA より、デジタル技術を活用した観光プロモーション強化への協力依頼がなされた。同協力要請については、上記専門家だけではカバーできない DX 分野の知見が必要とされることから、本調査を実施することとした。本調査は、観光データの収集・活用方法の検討、デジタル技術の効果的な活用方法の検討、近隣国と連携したプロモーションコンテンツの検討、関連組織の人材育成、及び、JICA の今後の協力の方向性に係る提言を行うものである。

6. 業務の内容

本業務従事者は、MoTA をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、他ドナー（GIZ 等）の動きや JICA の類似案件での経験・教訓を踏まえ以下に記載の調査を行う。

また業務実施においては、本案件に派遣される「DX ビジネスデザイナー」と先述した「観光マーケティング・プロモーション推進」の個別専門家と連携の上行うこととする。なお、業務の全体調整・取りまとめは DX ビジネスデザイナーが行う。

現地調査の対象サイトは、ベツレヘム・ラマッラー・ジェリコの 3 市の予定。ただし、施策検討の際にはパレスチナ全体（可能であればガザ地区も含む）を対象とする。調査にあたっては、MoTA だけでなく公共機関（交通機関含む）・観光（その中でも特にプロモーション）に従事する民間企業等へのヒアリングも優先順位をつけた上で行うこととする。

（1）業務方針

① 観光プロモーション戦略の立案に資するデータ収集・活用方法の検討

現在、MoTA では観光情報の収集・データ化に着手しているものの、正確なデータが収集できているとはいえず、また、収集されたデータ活用方法も定められていないことから、観光プロモーションのためのデータの効果的な活用につながらない。そのため、データ活用を含めた観光プロモーション戦略立案に資する情報収集を行う。また、個人情報等関連する法律も調査・整理し、個人データやプライバシーの保護に留意の上で調査を進めることとする。

② 観光情報が統合されたデジタルプラットフォーム構築の有効性検証、活用方法検討、及び、プラットフォーム構築に向けたロードマップの整理

現在多数の企業による観光情報の提供が個別に観光客へ行われているため、観光スポットや交通手段等の観光情報をまとめて容易に取得することが難しい状況が

生じている。従って、これらの情報を容易に取得できるプラットフォームがあることが望ましい。観光客が簡単にアクセスでき、よりニーズに沿った観光体験につながる、各企業の観光情報が統合されたデジタルプラットフォーム構築（例：観光型 MaaS）の実現可能性検証のための情報収集や、プラットフォーム構築に必要なソフト・ハードインフラ及びサービス活動に必要なデバイスに係る情報収集、及び、取り組むべき事項の優先順位付けを行う。

なお、パレスチナでは利用できるソフト・ハードインフラやデバイスが限られている可能性もあるため、その点に調査の際には留意することとする。デジタルプラットフォームの機能としては、目的地までのルート検索や交通情報の表示、目的地周辺のオスススポット・アクティビティ情報の検索や表示、選択したアクティビティの一括予約・決済、デジタルチケットの表示等が挙げられるが、フィージビリティやサステナビリティを含めて詳細は本調査を通じて確認することとする。加えて、パレスチナでは公開情報を紛争の手段として使用される可能性も考慮し、公開可能情報の選定等について、平和構築の観点から必要な配慮がなされるよう留意する。

調査の際には、MoTA をはじめとしたステークホルダーへの詳細な聞き取りを行い、かつ、①で実施する調査・分析等も踏まえた上で検討・提案を行う。本調査ではデジタルプラットフォームの構築は行わず、実現可能性や有効性の検証、構築した場合の活用・維持管理方法の検討、及び、構築に向けたロードマップ整理までを対象とする。

③ 「観光回廊」構想につながる取り組みに係る助言

観光プロモーションの一環として、隣国と協力（ヨルダン、イスラエル等）する形での観光プロモーションの可能性を検討する。特に、パレスチナの MoTA の希望でもあるヨルダン MoTA との連携を積極的に検討することとする。その際には、日本政府がこの地域で推し進める「平和と繁栄の回廊」構想の下での観光回廊イニシアチブへのデジタル技術活用の可能性についても助言を行う。

（参考）平和と繁栄の回廊：[「平和と繁栄の回廊」構想 | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp)

④ MoTA の機能強化に係る提案

①～③に対応する人材像の整理、現時点の MoTA のキャパシティや今後必要となる能力強化・育成に向けた情報収集・提案を行う。更に、MoTA の参考となり得る他国（ヨルダン・トルコ等）の観光省・観光分野の民間セクター等の情報収集を行い、それを踏まえたパレスチナへの提言も行う。

(2) 業務内容

以下に記載する業務①については DX ビジネスデザイナーと共同で行い、②については IT アーキテクト中心に、③・④については DX ビジネスデザイナーを中心に実施することとする。

① 観光プロモーション戦略の立案に資するデータ収集・活用方法の検討

- 環境分析（市場分析、競合（周辺国）分析、パレスチナの現状分析）の実施
- 上記環境分析を MoTA と共有した上で、それを踏まえた MoTA へのヒアリング（もしくは MoTA との議論）、及び、現地調査等を通して、有効な観光プロモーションシナリオ（あるべき姿の実現に向けた筋書き）の作成・提案
 - MoTA へのヒアリング内容は、（上記環境分析を MoTA 側が踏まえた上で）観光プロモーション分野で目指したいあるべき姿（コンセプト・ペルソナ²・獲得したい年間観光客数等の目標指数・実現したい施策（デジタルプラットフォームの構築等）を含む）を想定
- 上記シナリオから必要なデータの特定
- 上記シナリオ実現に向けたデータモデリング³・必要なデータの収集方法のレビュー
- 収集した観光データを蓄積するプラットフォーム及びプラットフォーム構築後のプロモーションへの活用方法
- 現在行われている（観光客向けの HP 等の）プロモーション（民間企業のプロモーションを含む）のレビュー
- 上記シナリオを実現するために、MoTA と民間企業との役割分担・連携に向けた提案
- 日本の外務省の危険情報の危険レベルが 2 以上の地域（ガザ等、通常観光客が入れない地域）に対するデジタル技術を活用した観光プロモーションに関する検討・提案（バーチャルツアー等）

② 観光情報が統合されたデジタルプラットフォーム構築の有効性検証、活用方法検討、及び、プラットフォーム構築に向けたロードマップの整理

※本業務に関しては IT アーキテクトを中心に対応することとするが、DX ビジネスデザイナーも全体の方向性確認・調整の対応をする。

- 観光客向けのデジタルプラットフォーム構築のニーズ、実現可能性、及び、有効性の検証
- MoTA をはじめとしたステークホルダーへのヒアリング（パレスチナの旅行

² マーケティングにおける概念で、ターゲットとなる顧客モデルのこと。

³ データに関する要件の明確化や、実装範囲の決定を目的に、データモデルを作成すること。

会社等の民間企業も含める)

- デジタルプラットフォーム構築に必要なソフト・ハードインフラ及びサービス提供に必要なデバイス・体制に関する情報収集
- 上記調査と①の調査を踏まえて、パレスチナで有効かつ持続可能なデジタルプラットフォームの構築・活用・維持管理方法、その実現に向けたロードマップ整理

③ 「観光回廊」構想につながる取り組みに係る助言

- 隣国（ヨルダン・イスラエル等。特にヨルダン MoTA を想定）と協力した観光プロモーションの可能性・有効性の検討
- 具体的な取り組みに関する助言

④ MoTA の機能強化に係る提案

- 上記①～③に対応する人材に係る情報収集
- 現時点の MoTA のキャパシティ整理・今後の人材育成に向けた情報収集
- MoTA が現在進めている、観光インフォメーションセンター改善について、運用状況の確認・助言の実施。
- 参考となる他国の実施機関・民間企業に係る情報収集及びそれを踏まえた提案（官民の役割分担に係る情報を中心に。想定している国はヨルダン・トルコ等）

（3）業務工程

① 国内準備期間（2022年11月中旬～12月上旬）

- 観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家へのヒアリングや既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、パレスチナ政府の政策・関連報告書、観光 DX 関連の資料等を参照し、パレスチナの観光分野の現状及び DX に係る状況、また、日本が実施してきた・実施中の協力の概要を把握する。
- 観光情報が統合されたデジタルプラットフォーム構築に向けたマーケット分析を行う。
- 一般公開されているパレスチナの観光情報（WEB サイト等）から現在パレスチナが実施している観光プロモーションを確認する。
- SNS 等の情報を活用し、パレスチナに興味がある層や実際にパレスチナを訪問したことのある観光客からの評価を整理する。
- 参考となる隣国（ヨルダン・イスラエル等）の実施機関における観光プロモーションに係る情報収集を行う。
- 遠隔で、MoTA より現在希望しているデジタルプラットフォームのイメージ

等をヒアリングする。また、デジタルプラットフォーム構築に向けた MoTA のキャパシティについても可能な範囲で確認する。

- デジタルプラットフォーム構築について、パレスチナの民間企業で（一部でも）対応可能な企業があるかポテンシャル調査を行う。可能な範囲で遠隔でのヒアリングも実施する。
- 上記情報収集・調査内容をもって環境分析（市場分析、競合（周辺国）分析、パレスチナの現状分析）を行い、DX ビジネスデザイナーと結果をまとめる。
- 環境分析を踏まえて、DX ビジネスデザイナーと共同で、有効だと想定される観光プロモーションシナリオに係る仮説を作る。その上で、観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家と JICA 中東・欧州部と調整し、現地における業務内容を整理する。
 - この時点の観光プロモーションシナリオには、コンセプト・ペルソナ・プロモーションの方向性を含める。プロモーションの方向性には、観光客向けデジタルプラットフォームの在り方や機能イメージも含むこととする。
- 以上の国内作業を通じた調査結果を取り纏め、現地調査の基本方針、方法、作業工程を含めたワークプラン（英文・和文）を観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家と DX ビジネスデザイナーの専門家と共同で作成し、JICA 中東・欧州部及びパレスチナ事務所による確認ののち提出する。

② 現地業務期間（2022 年 12 月上旬～2022 年 12 月下旬/ 2023 年 1 月上旬～2 月初旬）

- 現地業務開始時に、MoTA に現地業務の基本方針、方法、作業工程を含めたワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- 現地作業においても、観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家と DX ビジネスデザイナーの専門家と十分に連携をしたうえ業務を実行する。
- 国内調査で用意した環境分析を MoTA に説明する。
- 上記を踏まえて、MoTA より観光プロモーション分野で目指したいあるべき姿（コンセプト・ペルソナ・獲得したい年間観光客数等の目標指数・実現したい施策（データプラットフォームの構築等）を含む）をヒアリング（または MoTA と議論）し、データ活用による効果的な観光プロモーションシナリオを検討する。また、ヒアリングのみでなく、現時点で MoTA が取得出来ている観光情報も確認の上、検討を進める。
- 現地業務中に可能な範囲で、DX ビジネスデザイナーと共に、観光プロモーションシナリオ実現に向けたデータモデリングを行う他、パレスチナで対応可能で、かつ、正確なデータを収集する仕組み・方法及びデータを活用した有

効なプロモーション（デジタルプラットフォーム構築を含む）を検討する。
また、その検討に必要な情報収集を行う。

- デジタルプラットフォーム構築の検討は IT アーキテクトが中心に対応し、DX ビジネスデザイナーは方向性の確認・調整を行う。
- パレスチナの場合イスラエルによって出入域管理がされているため、パレスチナ政府による入出域時の観光客の情報収集が困難であることに留意する。
- 観光業に従事する民間企業等にも優先順位をつけた上でヒアリングを行う（ヒアリングの内容案：現状のプロモーション戦略・実際の取り組み内容・現在直面している課題・今後の方向性等について）。その後、MoTA との役割分担と連携案を検討する。
- ガザなどの危険レベル 2 以上の観光客が入れない地域に対して、デジタル技術を活用した持続可能な観光プロモーションについて、MoTA と意見交換を行う。（例：バーチャルツアーの可能性）
- デジタルプラットフォーム構築の有効性・実現可能性検証に向けたヒアリング・調査を行う。
 - デジタルプラットフォーム構築に必要なソフトおよびハードのインフラ調査を行う。
 - MoTA をはじめとしたステークホルダー（公共機関・民間企業等）へのヒアリングを通して、理想と現実の GAP 分析を行い、デジタルプラットフォーム構築に向けた方向性を探る。また、MoTA と民間企業との望ましい役割分担や連携案も検討する。
 - 現在の MoTA の組織体制・キャパシティを確認し、本取り組みの持続可能な形を検討する。
- 現地業務完了に際し、業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書（英文）を MoTA に提出し、報告会を開催する。
- JICA パレスチナ事務所に現地業務結果報告書（英文）を提出し、現地業務結果を報告する。

③ 帰国後整理期間（2023 年 2 月）

- 中東欧州部・中東第二課に英文・和文両方の現地業務結果報告書を提出し、また、帰国報告会を行う。
- これまでの業務で収集した情報をもとに、DX ビジネスデザイナーと共にデータ活用による観光プロモーションシナリオをアップデート・最終化する。
 - 有効性等が確認できた場合、観光プロモーションシナリオには、デジタルプラットフォーム構築の提案を含めることとする。（この部分は、IT アー

キテクトが中心となり対応する。)

- DX ビジネスデザイナーと共に観光プロモーションシナリオ実現に向けたデータモデリングを最終化する他、パレスチナで対応可能で、かつ、正確なデータを収集する仕組み・方法を提案する。
 - 提案には、収集した観光データを蓄積するプラットフォームの在り方、また、同プラットフォームのプロモーションへの活用方法を含める。
 - (民間企業の参入も視野に入れて) 観光データをオープンソースとして公開することのフィージビリティも検討する。
- これまでの業務で、デジタルプラットフォーム構築の有効性が確認できた場合は、プラットフォーム構築に向けたロードマップ整理を行う。またデジタルプラットフォームの活用法を DX ビジネスデザイナーと連携のうえ最終化する。
 - デジタルプラットフォーム展開に関し MoTA や民間企業のキャパシティを踏まえたうえで望ましい役割分担・連携案の整理をする。
 - 各ステークホルダーの強みやリソースを踏まえたうえで、維持・管理、更新を含めどのようなプラットフォームが望ましいか、また、維持管理更新体制・計画がパレスチナの文脈において現実的かという点に留意のうえ整理する。
 - MoTA の活動計画や観光プロモーション分野の施策に沿った内容か DX ビジネスデザイナーと連携のうえ確認・調整する。
- 有効性の確認ができなかった場合は、別途同分野における有効性のある取り組みを検討し提案する。
- 上記の内容を取り纏めのうえ専門家業務完了報告書(和文)を監督職員に提出する。なお、観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家と DX デザイナーの専門家と連携の上で同報告書を取りまとめることとする。

7. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を取りまとめる際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。なお、以下報告書等においては DX ビジネスデザイナーと観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家と連携し取りまとめる。また、DX ビジネスデザイナー指揮のもと取りまとめ作業を進めることとする。最終報告書は以下の(2)と(3)とし、最終提出期限は2023年2月28日(火)までに全て提出するものとする

- (1) ワークプラン(全体及び各現地業務期間開始時)(和文・英文3部)
現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するための資料。業務の具体的内容(案)などを記載。

和文・英文 3 部（JICA 中東・欧州部、JICA パレスチ事務所、MoTA へ各 1 部）とする。

(2) 現地業務結果報告書（和文・英文 3 部）

現地業務の成果、助言などを含む現地業務結果報告書を DX ビジネスデザイナー指揮のもと、観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家とも連携の上で取りまとめることとする。

現地業務結果報告書の目次案は別紙のとおりとする。

(3) 業務完了報告書（和文）

JICA 中東・欧州部に提出し、報告する。また、MoTA へも英文の業務完了報告書を提出する。

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。なお、業務完了報告書作成においても、DX ビジネスデザイナー指揮のもと、観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家とも連携の上で取りまとめることとする。

(4) その他の提出物

①収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータは、分野別に整理してリストを付した上で JICA に提出する。なお、インターネット上にてデータの確認が可能なものには、情報源として使用した URL を記載する。

②その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

8. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月）」の「Ⅸ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇄ドバイ⇄イスラエルを標準とします。

パレスチナは特別宿泊料単価の適用対象になりますので、各格付の宿泊料基準額を見積計上し、精算時に実費精算します。なお、パレスチナ事務所が指定しているホテルのみ適用します。

(2) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も見積書に計上ください。

9. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

「7. 業務の内容」に記載の現地業務期間に応じて提案してください。但し、業務人月の現地分、国内分、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

現時点でパレスチナ入国時には隔離期間は必要ありません。

② 現地での業務体制

本情報収集・確認調査は、以下の団員構成で実施します。

a) 観光マーケティング・プロモーション推進（個別専門家、現在派遣中。）

b) IT アーキテクト（本コンサルタント）

c) DX ビジネスデザイナー（JICA が別途契約するコンサルタント。本専門家が調査全体の取りまとめを担います。）

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

イ) 宿舎手配：第1次現地業務の到着時のみ、便宜供与あり

ウ) 車両借上げ：なし

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：第1次現地派業務期間開始時における MoTA との協議についてのみ、スケジュールアレンジを行う。

カ) 執務スペースの提供：観光マーケティング・プロモーション推進の個別専門家の執務室を使用する

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 中東欧州部・中東第二課から配付しますので、7rtm2@jica. go. jp 宛にご連絡ください。

・パレスチナ観光 DX 可能性検討調査

・パレスチナ観光遺跡省の 2022 年方針 等

② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

イ) 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA パレスチナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- ⑤ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。
- ⑥ パレスチナへの派遣は、公用旅券での入国が必要となります。

以上

報告書 目次（案）

- （ア）パレスチナにおける観光プロモーション分野の環境分析（市場分析、競合（周辺国）分析、パレスチナの現状分析）及びそれを踏まえた MoTA の考えるあるべき姿
- （イ）環境分析・MoTA へのヒアリング・現地調査等を通じて作成した観光プロモーションシナリオ
- （ウ）観光プロモーションシナリオの実現に向けたデータモデリング
- （エ）パレスチナでデータを収集する仕組み・手法に係る提案
- （オ）収集した観光データを蓄積するプラットフォーム及びプラットフォーム構築後のプロモーションへの活用方法
- （カ）現在の MoTA 及び民間企業の観光プロモーションに関するレビュー結果、望ましい観光プロモーションの在り方
- （キ）観光プロモーション分野における MoTA と民間企業の役割分担及び連携案
- （ク）隣国（主にヨルダン）と協力した観光プロモーションに係る取り組み案
- （ケ）観光プロモーション分野の施策が実施されるような仕組み・体制の提案、MoTA の今後の人材育成に向けた方向性に係る提案
- （コ）（上記（イ）に記載の「観光プロモーションシナリオ」において有効な施策の 1 つとして提案される予定の）デジタルプラットフォーム構築に関する有効性・実現可能性の検証結果
- （サ）デジタルプラットフォームの機能イメージ
- （シ）デジタルプラットフォーム構築に向けて必要なリソース整理・連携候補となるパレスチナの民間企業（あれば）
- （ス）デジタルプラットフォーム構築に向けたロードマップ
- （セ）デジタルプラットフォームの活用方法
- （ソ）デジタルプラットフォーム構築・維持管理において、MoTA と民間企業の望ましい役割分担及び連携案
- （タ）デジタルプラットフォームの維持・管理・更新の体制及び計画
- （チ）デジタルプラットフォーム構築に向けて、MoTA や民間企業の今後の人材育成に向けた方向性の提案
- （ツ）上記（ア）～（チ）を踏まえたうえで、本基礎調査後に取り組むべき日本の協力に係る提案

※（ア）～（オ）・（ツ）は IT アーキテクトと DX ビジネスデザイナーで共同で

作成する。

(カ)～(ケ)はDXビジネスデザイナーが中心となり作成する。

(コ)～(チ)はITアーキテクトが中心となり作成する。なお、デジタルプラットフォームに有効性が確認できなければ、その他の有効な具体的取り組みを提案する。

以上